Daiwa Institute of Research



~制度調查部情報~

2006年11月30日 全2頁

東証の上場制度見直し 第一弾は12月施行

制度調査部 横山 淳

【要約】

2006年11月28日、東証は有価証券上場規程・適時開示規則などの改正を発表した。

これは、今年6月に発表された「上場制度総合整備プログラム」に基づく、東証の上場制度見直しの第一弾で、改善報告書の提出後のフォローアップ、注意勧告制度の創設、営業利益の修正の開示の追加などが盛り込まれている。

新しい規則は、2006年12月1日に施行される。

2006 年 11 月 28 日、東証は「上場制度総合整備プログラムに基づく上場制度の整備等に伴う有価証券上場規程等の一部改正について」を発表した1。

これは、上場会社に対し、市場の一員としての自覚を促す、情報開示を充実させる、市場機能を阻害するような企業行動に対して適切な対応をとる、といった観点から、東証が進める上場制度の見直しの一環である。具体的には、2006 年 6 月に公表された「上場制度総合整備プログラム」²のフェーズ (直ちに実施する事項)を実施に移すものである。

具体的には、有価証券上場規程、適時開示規則、株券上場審査基準の取扱いなどの東証規則を 改正することとしている。

内国会社についての主な改正ポイントを整理すると次のようになる。

項目	改正内容	備考
望ましい投資単位	株券の投資単位が5万円以上50万円未	
	満となるように努める	
投資単位の引下げ方針	投資単位が 50 万円以上の場合、事業年	
等の開示	度経過後3ヵ月以内に投資単位の引下	
	げに関する考え方及び方針等を開示	
株式分割	株式分割等に当たって、流通市場に混	左記の努力義務を尊重し
	乱をもたらすことのないように努める	ない会社は東証が公表

¹ 要綱が社長記者会見の資料として、東証のウェブサイト (http://www.tse.or.jp/guide/interview/061128s.pdf) に掲載されている。実際の改正規則も近日中に掲載されるものと思われる。

² 東証のウェブサイト(http://www.tse.or.jp/listing/framework/program.pdf)に掲載されている。

改善報告書の点検制度	適時開示等の改善報告書の提出から6	5年経過までは、東証は追
	ヶ月経過後、改善措置をフォローアッ	加的な報告書の提出を要
	プする改選状況報告書を提出	求可能
注意勧告制度の新設	有価証券報告書等の虚偽記載に対し	基本的には、財務諸表以外
	て、注意勧告を行う制度を新設	の比較的軽微な虚偽記載
		が対象
業績予想の修正につい	「営業利益」の修正を開示事項に追加	
ての開示事項の追加		
一部指定審査の整備	反社会勢力との関係がないことを示す	
	確認書等の提出など	
上場審査料等の見直し	上場審査料等を改定	(マザーズ以外)
		200 万円 400 万円

改正規則の施行は、2006年12月1日(一部、経過措置あり)とされている。

